

各地方機関の長 殿
各都道府県警察の長
(参考送付先)
庁内各部局課長
各附属機関の長

警察庁丁刑企発第98号
警察庁丁給厚発第245号
平成13年5月30日
警察庁刑事局刑事企画課長
警察庁長官官房給与厚生課長

刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律の施行及び運用上の留意事項について

「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」(平成12年法律第74号)第1条中刑事訴訟法第157条の4の新設に係る規定(いわゆるビデオリンク方式による証人尋問を導入する規定)については、本年6月1日から施行される。この法律の趣旨、要点等については、「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律並びに犯罪被害者等の保護を図るために刑事手続に付隨する措置に関する法律の制定について」(平成12年5月19日付け警察庁丙刑企発第73号、丙給厚発第11号)、「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律の施行に当たっての留意事項について」(平成12年6月8日付け警察庁丁刑企発第164号、丁給厚発第212号、丁搜一発第78号)及び「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律並びに犯罪被害者等の保護を図るために刑事手続に付隨する措置に関する法律の施行及び運用上の留意事項について」(平成12年10月25日付け警察庁丁給厚発第342号、丁刑企発第536号)をもって通達されたところである。

今回施行される規定は、既に施行されている証人尋問の際の証人の遮へいなどの規定と同様、公判段階の手続に係るものではあるが、捜査を担当する警察としても、公判における被害者等に対するより適切な配慮と一層の保護を視野に入れ、捜査段階からの確な対応をしておく必要があるところ、その留意事項については、下記のとおりであるので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

- 1 被害者や参考人(以下「被害者等」という。)は、公開の法廷において、証人として、被告人等の面前で尋問を受けることについて精神的負担を抱えている場合がある。そこで、かかる負担を軽減するため、必要に応じ、事情聴取等の際に、この度の刑事訴訟法の改正による証人尋問の際の負担軽減のための措置等につき十分説明すること。
- 2 被害者等が精神的負担を抱えている場合は、証人保護の必要性について、必要に応じ、検察官に対して連絡すること。